

産地活性化総合対策事業実施要綱の制定について

22 生産第 10888 号  
平成 23 年 4 月 1 日  
農林水産事務次官依命通知

改正 平成 23 年 9 月 1 日 23 生産第 4223 号  
改正 平成 24 年 4 月 6 日 23 生産第 6153 号  
改正 平成 24 年 8 月 22 日 24 生産第 1283 号  
改正 平成 25 年 5 月 16 日 25 生産第 372 号  
改正 平成 26 年 4 月 1 日 25 生産第 3434 号  
改正 平成 27 年 4 月 9 日 26 生産第 3333 号  
改正 平成 27 年 9 月 30 日 27 生産第 1823 号  
改正 平成 29 年 3 月 31 日 28 生産第 2196 号  
最終改正 平成 30 年 3 月 29 日 29 生産第 2299 号

この度、産地活性化総合対策事業の実施に係る産地活性化総合対策事業実施要綱が別紙のとおり定められたので、御了知の上、本事業の実施につき、適切な指導をお願いする。

なお、このことに併せ、産地収益力向上支援事業実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 生産第 9808 号農林水産事務次官依命通知）及び農業・食品産業競争力強化支援事業実施要綱（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生産第 8264 号農林水産事務次官依命通知）は廃止することとされたので御了知願いたい。

以上、命により通知する。

## 産地活性化総合対策事業実施要綱

### 第1 趣旨

近年、農産物価格が低迷しているにもかかわらず、資材価格の高騰等により生産コストが上昇し、農業の収益性の低下を招いており、産地の活性化を図るため、「強み」のある産地形成に向けた取組、品目ごとの多様な問題の解決に向けた取組等が必要となっている。

このことを踏まえ、国産花きの生産拡大、養蜂等振興、茶・薬用作物等の地域特産作物の生産体制の強化や需要の創出等、生産体制・技術確立、農作業安全対策、地鶏振興、産地の収益力増強、国産粗飼料の生産性向上、大豆、麦、飼料用米等の大幅な生産拡大・生産コストの低減、新品種・新技術等を活用した産地形成及びいぐさ・豊表生産者の経営安定を図る取組を支援し、もって産地の活性化を図ることとする。

あわせて、担い手の不足や高齢化など生産現場が直面する課題に対応し、農業における生産性を向上させるため、先進技術の導入など科学技術イノベーションに資する取組の導入に努めることとする。

### 第2 事業の内容等

本事業は、いぐさ・豊表農家経営所得安定対策事業実施要綱（平成26年3月20日付け25生産第3364号農林水産事務次官依命通知）に定める事業のほか、次に掲げる事業により構成されるものとし、事業内容、事業実施主体、補助要件、補助率及びリース料助成率は、それぞれ別表に定めるとおりとする。

ただし、災害等緊急に対応する必要がある事案が生じ、かつ、農林水産省生産局長又は政策統括官（以下「生産局長等」という。）が特に必要と認める場合にあっては、別表に定める事業のほか、緊急に事業を実施することができるものとする。

- 1 国産花きイノベーション推進事業
  - (1) 地区推進事業
  - (2) 全国推進事業
- 2 養蜂等振興強化推進事業
  - (1) 地区推進事業
  - (2) 全国推進事業
- 3 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業
  - (1) 全国的な支援体制の整備事業
  - (2) 地域の生産体制強化・需要創出事業

- (3) 甘味資源作物等支援事業
  - ア 国内産いもでん粉高品質化推進事業
  - イ 農業機械等リース支援事業
- 4 生産体制・技術確立支援事業
  - (1) 農業労働力確保支援事業
    - ア 地区推進事業
    - イ 全国推進事業
  - (2) 新品種・新技術の確立支援事業
  - (3) 導入効果の分析・周知による農業 ICT の普及促進事業
- 5 農作業安全総合対策推進事業
- 6 地鶏等生産振興推進事業
- 7 戦略作物生産拡大支援事業
  - (1) 作付体系転換支援事業
  - (2) 米粉製造革新技術等開発事業
  - (3) 低コスト米生産産地育成支援事業
  - (4) 全国推進事業
    - ア 大豆価格形成安定化事業
    - イ 革新技術等波及展開支援事業
- 8 地域コンソーシアム支援事業

### 第3 事業実施期間

- 1 第2に掲げる事業のうち地域段階で実施する以下の事業（以下「地区事業」という。）の事業実施期間は、生産局長等が別に定める。
  - (1) 1の(1)の事業
  - (2) 2の(1)の事業
  - (3) 3の(2)及び(3)の事業
  - (4) 4の(1)のア及び(2)の事業
  - (5) 7の(1)から(3)までの事業
  - (6) 8の事業
- 2 第2に掲げる事業のうち全国段階で実施する以下の事業（以下「全国推進事業」という。）の事業実施期間は1年間とする。
  - (1) 1の(2)の事業
  - (2) 2の(2)の事業
  - (3) 3の(1)の事業
  - (4) 4の(1)のイ及び(3)の事業
  - (5) 5の事業

- (6) 6の事業
- (7) 7の(4)の事業

#### 第4 事業の成果目標

- 1 事業実施主体は、第2の1から8までに掲げる各事業の開始前に当該事業の成果目標を第5に定める事業実施計画等にそれぞれ定めなければならない。
- 2 成果目標の設定に関し、必要な事項は、生産局長等が別に定める。

#### 第5 事業実施手続

##### 1 事業実施計画の作成等

- (1) 地区事業を実施する事業実施主体は、第4の1で定めた成果目標の実現を図るため、生産局長等が別に定めるところにより、地区事業の事業実施計画（以下「地区事業計画」という。）を作成し、生産局長等が別に定める場合を除き、地方農政局長（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出して、その承認を受けるものとする。
- (2) (1)の地区事業計画については、年度ごとに作成するものとし、生産局長等が別に定める場合を除き、事業実施期間中、毎年度、当該計画について、(1)の承認の手続を行うものとする。
- (3) (1)の地区事業計画の重要な変更は、生産局長等が別に定めるところによるものとし、重要な変更に係る手続は、(1)に準じて行うものとする。
- (4) 全国推進事業を実施する事業実施主体は、生産局長等が別に定めるところにより、全国推進事業の事業実施計画（以下「全国推進事業計画」という。）を作成し、生産局長等に提出して、その承認を受けるものとする
- (5) (4)の全国推進事業計画については、年度ごとに作成するものとし、生産局長等が別に定める場合を除き、事業実施期間中、毎年度、当該計画について、(4)の承認の手続を受けるものとする。
- (6) (4)の全国推進事業計画等の重要な変更は、生産局長等が別に定めるところによるものとし、重要な変更に係る手続は、(4)に準じて行うものとする。

##### 2 地方農政局長による事業実施計画の承認

地方農政局長は、生産局長等が別に定める場合を除き、以下により事業実施計画の承認を行うものとする。

- (1) 生産局長等は、本事業の事業実施主体を選定するための公募を行おうとする場合は、あらかじめ、当該公募に係る要領及び審査基準等（以下「公募要領等」という。）を定めることとする。この場合においては、公募要領等の内容を生産局長等が別に定める選定審査委員会（以下「委員会」という。）に諮るものとする。
- (2) 地方農政局長は、公募により新たに地区事業の事業実施主体を採択しようとする場合は、事業実施主体から提出された地区事業計画の内容を確認した上で、取組内容及び成果目標が妥当であるか等について委員会の審査を受けるものとする。
- (3) 生産局長等は、必要に応じて委員会を開催し、関係する地方農政局長にその審査結果を通知するものとする。
- (4) 地方農政局長は、(3)による委員会の審査結果に基づき、地区事業計画を承認するものとする。
- (5) 生産局長等は、公募により新たに全国推進事業計画を採択しようとする場合は、事業実施主体から提出された全国推進事業計画について委員会に諮ることとし、委員会における審査結果に基づき、全国推進事業計画を承認するものとする。
- (6) 地方農政局長又は生産局長等は、委員会により指摘を受けた場合にあっては、指摘を踏まえた地区事業計画又は、全国推進事業計画を提出させた上で、その事業実施計画を承認することができるものとする。

## 第6 事業実施状況の報告等

- 1 地区事業の事業実施主体は、生産局長等が別に定めるところにより、当該年度における地区事業の実施状況報告書を作成し、生産局長等が別に定める場合を除き、これを地方農政局長に提出するものとする。
- 2 地方農政局長は、1の事業実施状況の報告を受けた場合には、その内容を検討し、成果目標の達成が見込まれないと判断したときは、当該事業実施主体に対して必要な指導を行うものとする。
- 3 全国推進事業の事業実施主体は、生産局長等が別に定めるところにより、事業実施状況を生産局長等に報告するものとする。
- 4 生産局長等は、3による報告を受けた場合には、その内容を検討し、当該事業の成果目標の達成が見込まれないと判断したときは、当該事業実施主体に対して必要な指導を行うものとする。

## 第7 事業の評価

- 1 地区事業の事業実施主体は、目標年度の翌年度において、成果目標の達成状況について、生産局長等が別に定めるところにより自己評価を行い、生産局長等が別に定める場合を除き、地方農政局長に報告するものとする。
- 2 地方農政局長は、1の事業評価の報告を受けた場合には、遅滞なく、関係部局で構成する検討会等においてその内容について点検評価を行うものとする。
- 3 地方農政局長は、2の点検評価の結果、成果目標が達成されていないと判断される場合には、当該事業実施主体に対し、生産局長等が別に定める改善計画を提出させ、目標達成に向けて取り組むよう指導するものとする。

ただし、以下に該当する場合に事業実施主体から成果目標の変更又は評価の終了の改善計画が提出され、地方農政局長がやむを得ないと認める場合には、8の外部の有識者で構成される委員会（以下「評価検討委員会」という。）に諮り、成果目標を変更し、又は評価を終了することができることとする。

なお、成果目標の変更手続は、重要な変更に係る手続に準じて行うものとする。

  - (1) 自然等災害により取組が困難となるような事態が生じている場合
  - (2) 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合
- 4 3により実施した取組の点検評価については、1及び2に準じて行うものとする。
- 5 地方農政局長は、2及び4の点検評価結果を生産局長等に報告するものとする。
- 6 地方農政局長は、3により指導を行った場合には、その内容を生産局長等に報告するものとする。
- 7 全国推進事業の事業実施主体は、生産局長等が別に定めるところにより事業実施年度（目標年度を別に定めている事業については、目標年度）の翌年度において自己評価を行い、その結果を生産局長等に報告するものとする。

生産局長等は、当該報告を受けた場合には、内容を点検評価し、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。
- 8 地方農政局長及び生産局長等が行った点検評価結果については評価検討委員会に諮るものとし、当該委員会の意見を踏まえ、最終的な評価結果をとりまとめるものとする。
- 9 地方農政局長及び生産局長等は、8によりとりまとめられた最終的な評価結果について公表するものとする。

- 10 国は、事業の実施効果など本事業の実施に必要な事項に関する調査を行うとともに、必要に応じて、その内容を公表することができるものとする。

## 第8 推進指導

国は、地域の実態に即し、かつ、生産者等自らの創意工夫を活かした本事業の効果的な推進が図られるよう、都道府県、市町村、農業団体、試験研究機関等の協力を得つつ、事業実施主体に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

## 第9 国と都道府県の情報共有

地方農政局長は、本事業の円滑な実施に資するため、地区事業について、以下のとおり都道府県との間で、管内の情報を共有するものとする。ただし、事業実施主体が都道府県である場合又は事業実施主体の構成員に都道府県が含まれる場合はこの限りでない。

- 1 地方農政局長は、事業実施主体から提出された地区事業計画について、当該事業実施主体が所在する都道府県（以下「関係都道府県」という。）に情報提供をするものとする。
- 2 1の情報提供を受けた関係都道府県は、地区事業計画について、各都道府県における農業の振興方針等に照らし必要と認めるときは、地方農政局長に意見を提出することができる。
- 3 2の意見の提出を受けた地方農政局長は、当該意見について十分配慮し、関係都道府県に情報提供するものとする。
- 4 地方農政局長は、第6の1に基づき事業実施主体から提出された地区事業の実施状況報告及び第6の2に基づく当該事業に係る事業実施主体に対する指導の内容について、関係都道府県に情報提供するものとする。
- 5 地方農政局長は、第7の1に基づき事業実施主体から提出された成果目標の達成状況報告及び自己評価、第7の2に基づく点検評価及び第7の3に基づく事業実施主体に対する指導の内容について、関係都道府県に情報提供するものとする。
- 6 国は、第7の10に基づき事業についての調査を行う場合には、関係都道府県との間で十分な連携を図るものとする。

## 第10 事業費の低減

本事業の実施に当たっては、過剰な推進活動及び機械等の導入を排除し、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。

## 第11 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより、補助するものとする。

## 第12 委任

本事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、生産局長等が別に定めるところによる。

## 第13 農業共済等の積極的活用

国は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、事業実施主体に対し、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済又は収入保険への積極的な加入を促すものとする。

ただし、事業実施主体に農業を営む個人又は法人が含まれない場合は除く。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、産地収益力向上支援事業実施要綱（平成22年4月1日付け21生産第9808号農林水産事務次官依命通知。以下「産地旧要綱」という。）及び農業・食品産業競争力強化支援事業実施要綱（平成17年4月1日付け16生産第8264号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。
- 3 2による廃止前の産地旧要綱及び農業・食品産業競争力強化支援事業実施要綱に基づき平成22年度に事業を実施した者による当該事業の継続実施については、なお従前の例による。
- 4 3により、なお従前の例によることとされた継続実施事業について、廃止前の産地旧要綱第2の1の（1）のアの一般地区推進事業を現に実施している産地収益力向上協議会が、施設の整備等を実施しようとする場合には、産地旧要綱第2の2の（1）における「一般地区整備事業」については、「融資主体型補助整備事業」と読み換えるものとする。
- 5 3により、なお従前の例によることとされた継続実施事業について、廃止前の産地旧要綱第2の1の（1）のイの有機農業推進事業を現に実施している有機農業協議会においても、第2の3の事業を実施できるものとする。
- 6 平成22年度に実施された3の事業に係る実施状況報告及び評価については、なお従前の例による。

## 附 則



- 1 この改正は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成24年4月6日から施行する。
- 2 平成23年度までに事業を実施した地区については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成24年8月22日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成25年5月16日から施行する。
- 2 平成24年度までに事業実施計画の承認を受けた地区については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の改正に伴い、産地活性化総合対策事業（農作業安全緊急推進事業）実施要綱（平成24年4月6日付け23生産第5992号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。
- 3 平成25年度までに事業を実施した地区については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成27年4月9日から施行する。
- 2 平成26年度までに事業を実施した地区については、なお従前の例により取り扱うものとする。ただし、平成26年度までに事業を実施した地区のうち平成27年度以降に評価を行う地区にあつては、改正後の本要綱第7の規定を適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この通知は、平成27年10月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この通知による改正前の各通知（以下「旧通知」という。）の規定により農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）がした処分、手続そ

他の行為（以下「処分等」という。）は、この通知による改正後の各通知（以下「新通知」という。）の相当規定により農林水産省生産局長、農村振興局長又は政策統括官（以下「生産局長等」という。）がした処分等とみなし、旧通知の規定により生産局長に対してされた申請その他の行為（以下「申請等」という。）は、新通知の相当規定により生産局長等に対してされた申請等とみなす。

#### 附 則

- 1 この改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の産地活性化総合対策事業実施要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の産地活性化総合対策事業実施要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の改正に伴い、農畜産業機械等リース支援事業実施要綱（平成23年4月1日付け22生畜第2448号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。
- 3 この通知による改正前の産地活性化総合対策事業実施要綱に基づく事業及びこの通知による廃止前の農畜産業機械等リース支援事業実施要綱に基づく事業については、なお従前の例による。  
ただし、平成29年度までに実施した事業で平成30年度以降に評価を行う事業については、この通知による改正後の第7の3の規定を適用することができるものとし、評価は承認した者が行うものとする。
- 4 この通知による改正前の産地活性化総合対策事業実施要綱の第5の1の（1）及び（4）の承認を受けたプログラム及び改正前の産地活性化総合対策実施要領（平成23年4月1日付け22生産第10890号生産局長通知）のⅠの（Ⅰ）の第8の4の承認を受けたコンソーシアム候補形成活動計画に基づき平成29年度に事業を実施した者による当該事業の継続実施については、なお従前の例による。
- 5 この要綱の改正に伴い、農業労働力最適活用支援総合対策事業実施要綱（平成28年4月1日付け27生産第2892号農林水産事務次官依命通知。以下「農業労働力旧要綱」という。）は廃止する。

- 6 5による廃止前の農業労働力旧要綱に基づき平成 29 年度に事業を実施した者による当該事業の継続実施については、なお従前の例による。  
ただし、北海道にあつては、北海道農政事務所長が承認等を行うものとする。
- 7 5による廃止前の農業労働力旧要綱に基づき平成 29 年度までに実施した事業で、平成 30 年度以降に実施状況報告及び評価を行うものについては、なお従前の例による。  
ただし、北海道にあつては、北海道農政事務所長が報告等及び評価等を行うものとする。

別表 産地活性化総合対策事業（第2関係）

事業種類	事業内容	事業実施主体	補助要件	補助率
I 国産花きイノベーション推進事業				
1 地区推進事業	<p>1 花き関係者の連携への支援</p> <p>(1) 地域協議会の運営</p> <p>(2) 産地間連携の取組の実施</p> <p>2 国産花きの強みを活かす生産・供給体制の強化</p> <p>(1) 需要に応じた国産花きの生産及び安定供給技術の実証</p> <p>(2) 少量花材等の生産及び安定供給技術の実証</p> <p>(3) 産地と加工業者、市場関係者等の広域連携による花き加工技術等の実証</p> <p>(4) 産地における病虫害防除技術等の実証</p> <p>(5) 産地から販売先までの一貫した温度管理技術の実証</p> <p>(6) 生産・加工・流通における日持ち性の向上のための品質管理技術の実証</p> <p>(7) 盆栽等の育苗期間短縮化技術、効果的・効率的な隔離栽培や消毒方法等の実証</p> <p>3 国産花きの需要拡大</p> <p>(1) フラワーコンテスト、シンポジウム等の開催</p> <p>(2) 学校・福祉施設等での花育体験推進</p>	<p>花き振興地域協議会（都道府県等の区域において、生産局長が別に定める要件を満たすもの）</p> <p>ただし、事業内容の欄の2については、花き生産供給力強化協議会（生産局長が別に定める要件を満たすもの）も対象とする。</p>	<p>次に掲げる全ての要件を満たすこと。</p> <p>1 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。</p> <p>2 生産局長が別に定める要件を満たしていること。</p>	定額
2 全国推進事業	<p>くらしに花を取り入れる新需要創出事業</p>	<p>1 民間企業</p> <p>2 公益社団法人</p> <p>3 公益財団法人</p> <p>4 一般社団法人</p> <p>5 一般財団法人</p> <p>6 協同組合</p> <p>7 企業組合</p> <p>8 特定非営利活動法人</p> <p>9 学校法人</p> <p>10 特殊法人</p> <p>11 認可法人</p> <p>12 独立行政法人</p>	<p>次に掲げる全ての要件を満たすこと。</p> <p>1 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。</p> <p>2 生産局長が別に定める要件を満たしていること。</p>	定額

		13 協議会		
II 養蜂等振興強化推進事業				
1 地区推進事業	1 蜜源植物の植栽支援事業 (1) 植栽検討会議の開催 (2) 蜜源植物の植栽・管理	協議会 (生産局長が別に定める要件を満たすもの)	補助要件は、次に掲げるとおりとする。 1 事業の内容が養蜂振興法(昭和30年法律第180号)の目的に合致するものであること。 2 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 補助要件は、次に掲げるとおりとする。	定額
	2 在来種マルハナバチの利用拡大支援事業 (1) 検討会の開催 (2) 利用技術の実証・展示 (3) 先進地視察、マニュアルの作成、講習会の開催等	1 農業者の組織する団体 (生産局長が別に定める要件を満たすもの) 2 在来種マルハナバチ利用拡大協議会 (生産局長が別に定める要件を満たすもの)	1 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 2 生産局長が別に定める要件を満たしていること。 3 事業内容の欄の(1)及び(2)の取組を必ず行うこと。	定額
	3 花粉交配用蜜蜂の安定調達支援事業 (1) 協力プランの作成 (2) 花粉交配用蜜蜂の安定確保のための技術実証 (3) マニュアルの作成、講習会の開催等	1 農業者の組織する団体 (生産局長が別に定める要件を満たすもの) 2 花粉交配用蜜蜂安定調達協議会 (生産局長が別に定める要件を満たすもの)	1 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 2 生産局長が別に定める要件を満たしていること。 3 事業内容の欄の(1)の取組を必ず行うこと。	定額
2 全国推進事業	1 事業推進委員会の開催 2 講習会等の開催 3 熊被害状況等の調査	1 民間企業 2 公益社団法人 3 公益財団法人 4 一般社団法人 5 一般財団法人 6 協同組合 7 企業組合	生産局長が別に定める要件を満たしていること。	定額

		8 特定非営利活動法人 9 独立行政法人 10 協議会 (生産局長が別に定める要件を満たすもの)		
III 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業				
1 全国的な支援体制の整備事業	1 検討会の開催 2 事前相談窓口の設置 3 地域相談会等の実施 4 栽培技術研修の実施 5 調査・分析等 6 需要・消費動向等調査の実施 7 課題解決実証の実施 8 需要拡大に資する取組の実施 9 有能人材登録等の実施	1 公益社団法人 2 公益財団法人 3 一般社団法人 4 一般財団法人 5 協同組合 6 特定非営利活動法人 7 独立行政法人 8 協議会(法人格を有さない社団に限る。)	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 2 生産局長が別に定める要件を満たしていること。	定額
2 地域の生産体制強化・需要創出事業	1 検討会の開催 2 生産体制の強化 (1) 栽培実証ほ設置 (2) 種苗増殖実証ほ設置等 (3) 新たな栽培技術等の実証導入 (4) 関連設備・農業機械の開発・改良 (5) 栽培マニュアルの作成 (6) 課題等解決のための調査・分析 (7) マッチングの推進 (8) 茶の改植等及び未収益期間を有する薬用作物の新植の促進 (9) 農業機械等リース支援 3 需要の創出 (1) 消費者・実需者ニーズ等の把握 (2) 実需者等と連携した商品開発 (3) 製造・加工技術の確立 (4) 消費者等の理解促進	1 都道府県 2 市町村 3 農業協同組合連合会 4 農業協同組合 5 公社(地方公共団体が出資している法人をいう。) 6 農事組合法人 7 農事組合法人以外の農地所有適格法人 8 特定農業団体 9 協議会(法人格を有さない社団に限る。) 10 その他農業者の組織する団体 ただし、事業内容欄のうち、2の(8)は、上記1、2、を除く。2の(9)は、上記1、2を除き、特定農	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 2 生産局長が別に定める要件を満たしていること。	定額 ただし、事業内容欄の2の(3)及び(9)並びに3の(3)のうち導入機械等のリースについては1/2以内

		業法人を加える。 3の(1)から(4)までは、上記1、2を除く。		
3 甘味資源作物等支援事業	1 国内産いもでん粉高品質化推進事業 (1) でん粉原料用いもの適正生産技術の確立 (2) 国内産いもでん粉の高品質化製造技術等の確立 (3) でん粉工場廃棄物の有価物化技術の確立 (4) 品質管理機器の整備	1 農業協同組合連合会 2 農業協同組合 3 農事組合法人 4 一般社団法人農事組合法人以外の農地所有適格法人 5 特定農業団体 6 その他農業者等の組織する団体 7 事業協同組合連合会及び事業協同組合 8 民間企業 9 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人 10 試験研究機関(事業内容の欄の(1)から(3)までの事業についてのみ対象)	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 2 事業が実施されることが確実であると見込まれること。 3 事業の内容がでん粉原料用いも又は国内産いもでん粉の品質向上や安定的生産に寄与すると認められること。 4 政策統括官が別に定める要件を満たしていること。	1 / 2 以内
	2 農業機械等リース支援事業 (1) さとうきび農業機械等リース支援事業 (2) 北海道・南九州畑作物農業機械等リース支援事業	1 農業協同組合 2 公社(地方公共団体から出資を受けている法人をいう。) 3 土地改良区 4 農事組合法人(農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。) 5 農事組合法人以外の農地所有適格法人(農地法	次に掲げる全ての要件を満たしていること。 1 受益農家が3戸以上であること。 2 事業実施地区が指定地域(砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和40年法律第109号)第19条第1項及び第33条第1項の指定地域をいう。)の区域内にあること。 3 政策統括官が別に定める承認基準を満たしていること。	事業内容の欄の(1)はリース料の6 / 10以内、(2)は物件相当額の1 / 2以内

		<p>(昭和27年法律第229号) 第2条第3項に規定する法人をいう。)</p> <p>6 特定農業法人及び特定農業団体(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第23条第4項に規定する法人及び団体をいう。)</p> <p>7 その他農業者等の組織する団体</p> <p>8 民間企業</p>		
--	--	--	--	--

IV 生産体制・技確立支援事業

1 農業労働力確保支援事業

(1) 地区推進事業	<p>1 労働力確保戦略会議の設立等</p> <p>2 労働力の募集・育成等</p> <p>3 労働力等のデータベース化及びマッチング</p> <p>4 地域間広域連携</p> <p>5 労働負荷軽減のための環境整備</p>	<p>1 協議会(生産局長が別に定める要件を満たすもの)</p> <p>2 都道府県</p> <p>3 市町村</p> <p>4 農業協同組合連合会</p> <p>5 農業協同組合</p> <p>6 公社(地方公共団体が出資している法人をいう。)</p> <p>7 土地改良区</p> <p>8 農事組合法人</p> <p>9 農事組合法人以外の農地所有適格法人</p> <p>10 特定農業団体</p>	<p>次に掲げる全ての要件を満たすこと。</p> <p>1 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。</p> <p>2 生産局長が別に定める要件を満たしていること。</p>	1 / 2 以内
(2) 全国推進事業	<p>1 労働力確保検討委員会の設置・開催</p> <p>2 労働力確保等の取組に関する全国的な情報収集・整備</p> <p>3 (1)に掲げる事業実施主体に対する事業実施上の課題解決に資する助言等</p>	<p>1 協議会(生産局長が別に定める要件を満たすもの)</p> <p>2 民間企業</p> <p>3 公益社団法人</p> <p>4 一般社団法人</p>	<p>次に掲げる全ての要件を満たすこと。</p> <p>1 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。</p> <p>2 生産局長が別に定める要件を</p>	定額



	<p>4 他産業・他産地との労働力融通に関する需要・供給調査及び優良事例等調査</p> <p>5 取組成果の報告及び普及</p>	<p>5 公益財団法人</p> <p>6 一般財団法人</p> <p>7 協同組合</p> <p>8 企業組合</p> <p>9 特定非営利活動法人</p> <p>10 学校法人</p> <p>11 特殊法人</p> <p>12 認可法人</p>	<p>満たしていること。</p>	
<p>2 新品種・新技術の確立支援事業</p>	<p>1 新品種・新技術等の特性把握</p> <p>2 産地・実需者等が連携して行う実証等を通じた生産技術の確立</p> <p>3 新品種・新技術の普及等に関する手引きの作成</p>	<p>1 都道府県</p> <p>2 市町村</p> <p>3 中間事業者（生産局長が別に定める要件を満たすもの）</p> <p>4 農業協同組合連合会</p> <p>5 農業協同組合</p>	<p>次に掲げる全ての要件を満たすこと。</p> <p>1 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。</p> <p>2 生産局長が別に定める要件を満たしていること。</p>	<p>定額</p>
<p>3 導入効果の分析・周知による農業ICTの普及促進事業</p>	<p>1 調査・分析手法の検討</p> <p>2 先行事例の調査・分析</p> <p>3 分析結果等の周知</p>	<p>1 民間企業</p> <p>2 公益社団法人</p> <p>3 一般社団法人</p> <p>4 公益財団法人</p> <p>5 一般財団法人</p> <p>6 協同組合</p> <p>7 企業組合</p> <p>8 特定非営利活動組合</p> <p>9 特殊法人</p> <p>10 認可法人</p> <p>11 独立行政法人</p>	<p>次に掲げる全ての要件を満たすこと。</p> <p>1 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。</p> <p>2 生産局長が別に定める要件を満たしていること。</p>	<p>定額</p>

V 農作業安全総対策推進事業				
<p>1 農作業安全に関する専門家を活用した、従来の啓発資材の配布等の取組にとどまらない積極的な農業者への普及啓発活動の実施</p> <p>2 農作業安全に関する専門家の知識共有及びネットワーク構築のための研修会の実施</p> <p>3 高齢農業者の作業の配置換え、「私の農作業安全宣言」取組内容、専門家の実績情報等の情報発信及び事例集の作成</p>	<p>次に掲げる者のうち、生産局長が別に定める要件を満たす者とする。</p> <p>1 民間企業</p> <p>2 公益社団法人</p> <p>3 公益財団法人</p> <p>4 一般社団法人</p> <p>5 一般財団法人</p> <p>6 協同組合</p> <p>7 特定非営利活動法人</p> <p>8 学校法人</p> <p>9 独立行政法人</p> <p>10 国立大学法人</p> <p>11 公立大学法人</p> <p>12 任意団体（生産局長が別に定める要件を満たすもの）</p>	<p>生産局長が別に定める要件を満たしていること。</p>	<p>定額</p>	
VI 地鶏等生産振推進事業				

<p>1 素材鶏の能力向上のための連絡調整会議</p>	<p>1 公益社団法人 2 公益財団法人 3 一般社団法人 4 一般財団法人 5 協同組合 6 企業組合 7 特定非営利活動法人 8 独立行政法人 9 協議会</p>	<p>次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 事業の内容成果目標の達成に結びつく取組であること。 2 生産局長が別に定める要件を満たしていること。</p>	<p>定額</p>	
<p>2 素材鶏の共同評価を行取組に対しての支援</p>	<p>複数の都道府県等で構成する協議会（生産局長が別に定める要件を満たすもの。）</p>	<p>次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 事業の内容成果目標の達成に結びつく取組であること。 2 生産局長が別に定める要件を満たしていること。</p>	<p>1 / 2 以内</p>	
<p><b>VII 戦略作物生産拡大支援事業</b></p>				
<p>1 作付体系転換支援事業</p>	<p>都道府県における大豆、麦、飼料用米等の生産性向上に向けた体制づくりや技術・経営実証等の取組を実施</p>	<p>事業実施主体は、次に掲げるものとする。 1 都道府県 2 大豆・麦・飼料用米等生産拡大推進協議会（都道府県等の区域を対象とし、かつ、政策統括官が別に定める要件を満たすもの）</p>	<p>次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 政策統括官が別に定める事業対象作物の生産性向上に取り組むこと。 2 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 3 政策統括官が別に定める要件を満たしていること。</p>	<p>定額</p>

2 米粉製造革新技術等開発支援事業	1 米粉・小麦粉のミックス粉等の新たな米粉製品の開発	次に掲げるいずれかに該当する者であって、政策統括官が別に定める要件を満たすものとする。 1 米粉製造事業者 2 小麦粉製造事業者 3 パン製造事業者 4 めん製造事業者 5 菓子製造事業者 6 その他政策統括官が認める者	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 新たな製品開発に取り組むこと。 2 事業内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 3 政策統括官が別に定める要件を満たしていること。	1 / 2 以内
	2 米粉用米の生産・利用体制の確立 (1) 実需者ニーズに応じた米粉用米の生産体制の確立 (2) 実需者ニーズに応じた米粉の利用体制の確立 3 米粉製造に係る機器等の導入	協議会 (政策統括官が別に定める要件を満たすもの)	1 実需者ニーズに応じた米粉用米を効率的に生産する体制の構築、実需者ニーズの定着・拡大に結びつく取組であること。 2 事業内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 3 政策統括官が別に定める要件を満たしていること。	定額（事業内容の欄の2の(1)のうち政策統括官が別に定めるものに限る）、 1 / 2 以内
3 低コスト米生産産地育成支援事業	1 産地全体が連携して行う米の生産コスト削減に向けた取組の実証 2 1の事業と一体的に実施するリース方式による農業機械の導入	協議会 (政策統括官が別に定める要件を満たすもの)	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 政策統括官が別に定める事業対象作物の生産コスト削減に取り組むこと。 2 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 3 政策統括官が別に定める要件を満たしていること。	定額
4 全国推進事業				
(1) 大豆価格形成安定化事業	1 入札による大豆の取引（以下「入札取引」という。）を行うための市場の開設及び運営 2 入札取引を適正に実施するために必要な業務を行う	公益財団法人日本特産農産物協会 (昭和19年2月18日に財団法	国産大豆の入札取引を公正かつ適正に行うこと。	定額

業	者及び入札取引の監視を行う監視委員の配置 3 入札取引を適正に実施するために必要な業務	人日本特殊農産物協会という名称で設立された法人をいう。)		
(2) 革新技術等波及展開支援事業	1 革新技術ワークショップの開催 2 新技術のカタログ改訂 3 革新技術の改良及び現地指導 4 革新技術専門員の育成	次に掲げるいずれかに該当する者であって、政策統括官が別に定める要件を満たすものとする。 1 民間企業 2 公益社団法人 3 公益財団法人 4 一般社団法人 5 一般財団法人 6 特定非営利活動法人 7 その他政策統括官が認める者	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 事業内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 2 政策統括官が別に定める要件を満たしていること。 3 稲作の革新技術の波及展開に取り組みこと。	定額
VIII 地域コンソーシアム支援事業				
	1 新品種・新技術等の普及に関する取組 2 産地のブランド化に関する取組 3 ブランドの保護に関する取組	地域コンソーシアム (生産局長が別に定める要件を満たすもの)	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 2 生産局長が別に定める要件を満たしていること。	定額、1/2以内(ただし、事業内容の欄の1のうち生産局長が別に定めるものに限る。)